

第6章 現状変更等の取扱い

第1節 現状変更等の取扱い方針

本庭園を保存し、保護する上で重要なものとして現状変更への対応がある。

特別名勝指定範囲においてやむを得ず、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）をしようとするときは、文化財保護法（昭和25年法律第204号）の第125条の規定により、「現状変更等許可申請書」を提出し、文化庁長官の許可を受ける必要がある。

本遺跡の現状変更等に関しては、その本質的価値の保存、景観の保全のため、昭和48年（1973）4月に福井県、福井市と保存協会の間で現状変更等の運用基準を定め、これに則って実施してきたが、40年以上が経過していることから実情に合うように一部内容を変更している。本計画において上記の基準（巻末附録）に基づき、本庭園における現状変更等の取扱い方針を定める。

なお、ここで記す取扱い方針は特別名勝指定範囲内に限った内容とする。

本庭園の風致景観及び遺構の保存を前提とし、下記に伴う現状変更等以外は原則として行わない。

- ・発掘調査等各種学術調査・研究
- ・本庭園を保存し、保護するための整備
- ・活用上必要な環境整備及び施設整備、仮設物の設置
- ・地域防災上必要な保護処置
- ・運営及び管理上必要な環境整備及び施設整備

第2節 現状変更等の取扱いにおける留意事項

特別名勝指定範囲において、基本方針に基づき検討した結果、現状変更等が必要であると認識した際には、必要に応じて文化庁と協議を行う。

本庭園における現状変更等は、下記に示す取扱い基準を満たすものを許容することとする。

●発掘調査等の各種学術調査・研究のために必要な行為

発掘調査等の各種学術調査・研究は、歴史的根拠に基づいた保存及び活用を目的として行われるものに限り、本遺跡の風致景観の保全及び遺構保存の観点から必要最小限に留める。

●保存及び活用上必要な行為

保存及び活用において現状変更等の許可申請対象となる行為は、安全確保を目的としたもの、空間性及び構成要素の適切な保存を目的としたもの、本庭園の保存に係る環境保全を目的としたもの、文化財的価値に則した活用や観光資源として地域づくりに活かすことを目的としたものとする。

また、以下の点を十分に留意して許可申請事務を行う。

- ・適宜有識者等の指導及び助言を得るものとする。
- ・土地の掘削や切土等の地形改変を伴う場合は、必要に応じた範囲で事前に発掘調査を実施する。
- ・現状変更等の対象とする範囲は、本庭園の風致景観の保全及び遺構保存の観点から、必要最小限とする。
- ・施設整備を行う場合は、本庭園の風致景観に十分配慮した規模・形態・色彩・素材とする。
- ・整備を行う場合は、発掘調査及び史資料調査等の成果による歴史的根拠を基本とする。
- ・現状変更等を行う場合は、その行為の実施前後の状況及び経過を記録する。
- ・イベント等を開催する場合は、「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の管理に関する取扱要領」（巻末附録）に基づき行う。

【想定される現状変更等】

(1) 地割・地形に関する行為

- ・土地の掘削は、発掘調査等各種学術調査及び計画に基づく整備に伴うものを対象とする。
- ・空間性や構成要素の顕在化、表土の保護を目的とした地形の修理は、遺構保存の観点から必要最小限の掘削に留める。

(2) 石組に関する行為

- ・石の移動を行う際には、必要最小限の範囲で発掘調査を実施し、工法及び使用材料等は調査・研究成果に基づくものとする。
- ・埋没した石等の顕在化は、遺構保存及び安全性確保の観点から必要最小限の土砂撤去に留める。
- ・礎石や景石の割れ等の劣化に対する保存科学的処置を行う際には、調査・研究成果に基づく工法及び使用材料等を有識者の指導の下、決定したものを用いる。

(3) 水系に関する行為

- ・水系設備の更新や新設、水質並びに、導水及び排水機能の改善、浚渫を行う際には、本遺跡及び本庭園の風致景観に配慮するとともに、遺構保存の観点から掘削を必要最小限の範囲に留める。
- ・水源の河川で土木工事等の必要性が生じた場合や発掘調査を行う場合は、福井市建設部河川課へ届出を行う。

(4) 植栽に関する行為

- ・枯損木及び危険木、本庭園の構成要素や景観に支障をきたす樹木、史資料に基づき本庭園の風致景観に適さないと判断される樹木の除伐を行う際は、抜根を伴わないものとする。
- ・抜根及び移植、根回しを行う際には、周囲の遺構に影響がないか事前に調査を実施する。
- ・大きな景観変化を伴う枝おろしは、空間性や樹形の回復、環境改善を目的とする。
- ・補植を行う場合は、歴史的根拠に基づくことを原則とし、環境保全を目的としたものについても、遺構への影響及び本庭園内の周辺植栽等を考慮したものとする。

(5) 構造物等に関する行為

- ・石造物等を基礎から修繕する場合には、遺構保存の観点から掘削を必要最小限の範囲に留める。
- ・歴史的根拠に基づかない新たな構造物の設置は原則行わない。

(6) 建造物に関する行為

- ・既存の建造物の復旧等は、現状維持若しくは歴史的根拠に基づくものとする。
- ・防火及び防災設備を設置する場合には、本遺跡及び本庭園の風致景観に配慮する。
- ・建造物の復元整備は歴史的根拠に基づいて行う。

(7) 管理・活用に関する行為

- ・管理や活用上必要な修繕及び施設整備や環境保全、活用の目的にあったイベント等の開催に伴う仮設物の設置を行う場合は、本遺跡及び本庭園の風致景観の保全及び遺構保存に配慮する。

第3節 現状変更等の申請区分

前章に示した保存と活用の方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取扱い区分とともに整理した。ただし、行為の程度によっては申請区分が変わる場合があるため、申請者は福井市と協議を行い、必要に応じて文化庁と協議を行うものとする。

〔表 6-1〕 現状変更等の申請区分

区分	内容	想定される行為の例
許可申請が不要なもの	・ 日常の維持管理行為 ・ 維持の措置 (文化財保護法第 125 条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条) <附録 P.128、134 > ・ 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合 (文化財保護法第 125 条) <附録 P.128 > ・ 河川における軽易な維持管理行為 (河川法第 20 条) <附録 P.135 > (河川法施行令第 12 条) <附録 P.136 >	・ 庭園内の清掃 ・ 園池及び暗渠のゴミや落葉等の除去 ・ 風等で落下した小枝の除去 ・ 風倒木、枯死木の徐木及び撤去 ・ 樹木の剪定 (年間管理) ・ 除草 ・ 樹木支柱の更新 ・ 飛石や石段の軽微な不陸調整 (広範囲に及ぶ場合は除く) ・ 工作物の軽微な修繕 ・ 園池等に堆積した土砂の手作業による撤去 ・ 案内板等の更新 ・ 砂利敷への小規模な砂利の補充 ・ 諏訪川での除草、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持管理行為
福井市教育委員会への許可申請事務が必要なもの	・ 文化財保護法施行令第 5 条イ〜リの規定に該当する行為 <附録 P.132 >	・ 法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ・ 危険防止を目的とした木竹の伐採 ・ イベント用仮設の設置 (テント、照明等) ・ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・ 建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等の除却 ・ 案内板、説明板等の設置・改修・除去 ・ 工作物の設置又は、設置から 50 年を経過していないものの改修・除去 ・ 保存のため必要な試験材料の採取 ※土地の形状を変更するものは含まない
文化庁長官への許可申請事務が必要なもの	・ 現状を変更する行為 (文化財保護法施行令第 5 条イ〜リの規定に該当する行為を除く) <附録 P.132 >	・ 不明箇所の発掘調査及びその後の整備 ・ 便益施設の改修及び新設 ・ 石段、石積み、石橋等の復旧 ・ 構造物 (石垣等) の復旧及び整備 ・ 園池の浚渫、復旧及び整備 ・ 新たな植栽 (樹木及び地被類) ・ 防火及び防災、防犯設備の設置 ・ 土地の形状変更を伴う園路の舗装整備 ・ 側溝、暗渠等排水施設の整備 ・ 照明灯の新設、建替 ・ 導水管の新設 ・ 門等の新設、撤去、改修